

議案第 6 3 号

新座市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する
条例及び新座市放課後児童保育室条例の一部を改正する条例

（新座市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の
一部改正）

第 1 条 新座市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条
例（昭和 6 2 年新座市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下この条において、改正前の欄にあっては「改
正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改
正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
別表（第 3 条、第 4 条関係） [略] 備考 1 ～ 3 [略] 4 この表において、「所得割の額」とは地方税法第 2 9 2 条第 1 項第 2 号に規定する所得割（同法第 3 2 8 条の規定によつて課する所得割を除く。）の額（同法第 3 1 4 条の 7 から第 3 1 4 条の 9 まで並びに附則第 5 条第 3 項、 <u>附則第 5 条の 4 第 5 項</u> 、附則第 5 条の 5 第 2 項、附則第 7 条の 2 第 4 項及び第 5 項、附則第 7 条の 3 第 2 項並びに附則第 4 5 条の規定を適用しないで計算した額をいう。）をいい、「均等割の額」とは同法第 2 9 2 条第 1 項第 1 号に規定する均等割の額をいう。ただし、同法第 3 2 3 条に規定する市町村民税の減免があつた場合は、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。 5 ～ 1 2 [略]	別表（第 3 条、第 4 条関係） [略] 備考 1 ～ 3 [略] 4 この表において、「所得割の額」とは地方税法第 2 9 2 条第 1 項第 2 号に規定する所得割（同法第 3 2 8 条の規定によつて課する所得割を除く。）の額（同法第 3 1 4 条の 7 から第 3 1 4 条の 9 まで並びに附則第 5 条第 3 項、 <u>附則第 5 条の 4 第 6 項</u> 、 <u>附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項</u> 、附則第 5 条の 5 第 2 項、附則第 7 条の 2 第 4 項及び第 5 項、附則第 7 条の 3 第 2 項並びに附則第 4 5 条の規定を適用しないで計算した額をいう。）をいい、「均等割の額」とは同法第 2 9 2 条第 1 項第 1 号に規定する均等割の額をいう。ただし、同法第 3 2 3 条に規定する市町村民税の減免があつた場合は、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。 5 ～ 1 2 [略]

（新座市放課後児童保育室条例の一部改正）

第 2 条 新座市放課後児童保育室条例（平成 7 年新座市条例第 3 1 号）の一部を
次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下この条において、改正前の欄にあっては「改

正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
別表第 2（第 9 条関係） 新座市放課後児童保育室保育料基準表 [略]	別表第 2（第 9 条関係） 新座市放課後児童保育室保育料基準表 [略]
備考 1 [略] 2 この表において、「所得割の額」とは地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 9 2 条第 1 項第 2 号に規定する所得割（同法第 3 2 8 条の規定によって課する所得割を除く。）の額（同法第 3 1 4 条の 7 から第 3 1 4 条の 9 まで並びに附則第 5 条第 3 項、 <u>附則第 5 条の 4 第 5 項</u> 、附則第 5 条の 5 第 2 項、附則第 7 条の 2 第 4 項及び第 5 項、附則第 7 条の 3 第 2 項並びに附則第 4 5 条の規定を適用しないで計算した額をいう。）をいい、「均等割の額」とは同法第 2 9 2 条第 1 項第 1 号に規定する均等割の額をいう。ただし、同法第 3 2 3 条に規定する市町村民税の減免があった場合は、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。 3 ～ 5 [略]	備考 1 [略] 2 この表において、「所得割の額」とは地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 9 2 条第 1 項第 2 号に規定する所得割（同法第 3 2 8 条の規定によって課する所得割を除く。）の額（同法第 3 1 4 条の 7 から第 3 1 4 条の 9 まで並びに附則第 5 条第 3 項、 <u>附則第 5 条の 4 第 6 項</u> 、 <u>附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項</u> 、附則第 5 条の 5 第 2 項、附則第 7 条の 2 第 4 項及び第 5 項、附則第 7 条の 3 第 2 項並びに附則第 4 5 条の規定を適用しないで計算した額をいう。）をいい、「均等割の額」とは同法第 2 9 2 条第 1 項第 1 号に規定する均等割の額をいう。ただし、同法第 3 2 3 条に規定する市町村民税の減免があった場合は、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。 3 ～ 5 [略]

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由
地方税法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図りたいので、この案を提出するものである。